

「総合資源エネルギー調査会

省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会

再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

洋上風力促進ワーキンググループ」

「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」 合同会議

(第 36 回) の一部非公開について (案)

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」 「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」 合同会議 (第 1 回) の資料 2 「議事の運営について」の 5.において、「個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長及び委員長に一任するものとする。」としている。

当該規定に基づき、議題 (3) 第 1 ラウンド事業における事業者撤退の要因検証等については、会議又は資料を公開した場合、個別事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、一部非公開とする。

議事の運営について

1. 本合同会議は、原則として公開する。なお、傍聴については、本合同会議の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
2. 配布資料は、原則として公開する。
3. 議事要旨については、原則として会議終了後 1 週間以内に作成し、公開する。
4. 議事録については、原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
5. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長及び委員長に一任するものとする。